

「警察官職務執行法第六条の二第八項の規定に基づく管理者への通知等に関する規則案」に対する意見の募集について

警察庁では、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 7 年法律第 43 号）による改正後の警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 6 条の 2 第 8 項の規定による通知の方法を定めること等を内容とする「警察官職務執行法第六条の二第八項の規定に基づく管理者への通知等に関する規則案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール（cyberpolicyplanning-hourei@npa.go.jp） ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力 e-Gov のパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵 送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2-1-2 警察庁サイバー警察局サイバー企画課 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和 8 年 7 月 24 日（金）から 令和 8 年 8 月 22 日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
- 5 別紙の制定内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙の 3 (1) についての意見…」

〈 凡 例 〉

整備 法： 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和7年法律第43号）をいう。

警職 法： 整備法による改正後の警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）をいう。

サイバー危害防止措置執行官： 警職法第6条の2第1項に規定するサイバー危害防止措置執行官をいう。

サイバー危害防止処置： 警職法第6条の2第2項の規定による処置をいう。

加害関係電子計算機： 警職法第6条の2第2項に規定する加害関係電子計算機をいう。

承認の求め： 警職法第6条の2第4項の承認の求めをいう。

勧告： 警職法第6条の2第10項の規定による勧告をいう。

1 命令等の題名

警察官職務執行法第六条の二第八項の規定に基づく管理者への通知等に関する規則

2 根拠となる法令の条項

警職法第6条の2第8項及び警察法施行令（昭和29年政令第151号）第13条第1項

3 命令等の概要

(1) 管理者への通知（第2条関係）

ア サイバー危害防止処置をとったときの当該サイバー危害防止処置に係る加害関係電子計算機の管理者（以下「管理者」という。）への通知は、電子メールを送信する方法その他の方法により行うものとする。

イ 管理者に通知すべき事項は、

- 当該サイバー危害防止処置をとった年月日
 - 当該サイバー危害防止処置に係る加害関係電子計算機を識別するアイ・ピー・アドレスその他の当該加害関係電子計算機を識別するための事項
 - 当該サイバー危害防止処置の概要
 - 当該サイバー危害防止処置をとったサイバー危害防止措置執行官の所属する機関
- とする。

(2) 関東管区警察局長による報告等（第3条関係）

ア 関東管区警察局長は、サイバー危害防止処置をとる必要があると認めるときは、その旨を速やかに警察庁長官（以下「長官」という。）に報告しなければならないこととする。

イ 警察庁の警察官（関東管区警察局の警察官に限る。以下同じ。）であるサイバー危害防止措置執行官は、

- サイバー危害防止処置の開始及び終了
- 警職法第6条の2第3項の規定による協議
- 承認の求め
- 警職法第6条の2第8項の規定による通知
- 警職法第6条の2第9項の規定による通知

を行うに当たっては、あらかじめ、関東管区警察局長を通じて、長官に報告し、その指揮を受けなければならないこととする。

ウ 警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官が

- 承認の求め

○ 警職法第6条の2第8項の規定による通知
を行わないこととするときも、イと同様とする。

エ 関東管区警察局長は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官がサイバー危害防止処置を終了したときも、アと同様に報告しなければならないこととする。

(3) 警察本部長による報告等（第4条関係）

ア 警察本部長（警視総監又は道府県警察本部長をいう。以下同じ。）は、サイバー危害防止処置をとる必要があると認めるときは、その旨を速やかに長官に報告しなければならないこととする。

イ 都道府県警察の警察官であるサイバー危害防止措置執行官は、

○ サイバー危害防止処置の開始及び終了

○ 承認の求め

○ 警職法第6条の2第8項の規定による通知

○ 警職法第6条の2第9項の規定による通知

を行うに当たっては、あらかじめ、警察本部長に報告し、その指揮を受けなければならないこととする。

ウ 都道府県警察の警察官であるサイバー危害防止措置執行官が

○ 承認の求め

○ 警職法第6条の2第8項の規定による通知

を行わないこととするときも、イと同様とする。

エ 警察本部長は、都道府県警察の警察官であるサイバー危害防止措置執行官がイに掲げる事項を行うに当たっては、あらかじめ、長官にその旨を報告しなければならないこととする。

オ 都道府県警察の警察官であるサイバー危害防止措置執行官がウに掲げる事項を行わないこととするときも、エと同様とする。

カ 警察本部長は、都道府県警察の警察官であるサイバー危害防止措置執行官がサイバー危害防止処置を終了したときも、アと同様に報告しなければならないこととする。

キ 警察本部長は、勧告を受けたときは、その旨を速やかに長官に報告しなければならないこととする。

(4) サイバー危害防止処置の記録（第5条関係）

サイバー危害防止措置執行官は、サイバー危害防止処置の状況を書面又は電磁的記録媒体に記録しなければならないこととする。

(5) 合同処理（第6条関係）

ア 関係都道府県警察の警察本部長は、サイバー危害防止処置について警察法（昭

和29年法律第162号) 第61条の2第1項の規定により関係都道府県警察が共同して処理を行う場合であって、関係都道府県警察の一の警察官に同項の規定による指揮を行わせるときは、

- 当該処理に係る都道府県警察
 - 当該処理に係る事案
 - 当該一の警察官が指揮を行うに当たって遵守すべき事項
 - 当該一の警察官の指名
 - 上記に掲げるもののほか、当該処理を行うため必要な事項
- をその内容に含む協定を締結しなければならないこととする。

イ 長官は、サイバー危害防止処置について警察法第61条の3第3項の規定により関東管区警察局及び関係都道府県警察が共同して処理を行う場合であって、関東管区警察局又は関係都道府県警察の一の警察官に同項の規定による指揮を行わせるときは、アに掲げる事項をその内容に含む方針を定めなければならないこととする。

(6) 国家公安委員会への報告等 (第7条関係)

ア 国家公安委員会への報告

(ア) 長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、関東管区警察局及び都道府県警察におけるサイバー危害防止処置の実施に関し、

- 承認の求め及び当該承認並びに警職法第6条の2第9項の規定による通知のそれぞれの件数及び概要
 - 勧告の件数及び概要
- を報告するものとする。

(イ) 長官は、長官又は警察本部長が勧告を受けたときは、その旨を速やかに国家公安委員会に報告するものとする。

(ウ) 長官は、国家公安委員会から、関東管区警察局及び都道府県警察におけるサイバー危害防止処置の実施の状況について報告を求められたときは、速やかに、当該状況を報告するものとする。

イ 都道府県公安委員会への報告

(ア) 警察本部長は、それぞれ、都道府県公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、当該都道府県警察におけるサイバー危害防止処置の実施に関し、ア(ア)に掲げる事項を報告するものとする。

(イ) 警察本部長は、勧告を受けたときは、その旨を速やかに都道府県公安委員会に報告するものとする。

(ウ) 警察本部長は、それぞれ、都道府県公安委員会から、当該都道府県警察におけるサイバー危害防止処置の実施の状況について報告を求められたときは、速やかに、当該状況を報告するものとする。

4 施行期日

整備法の施行の日（令和 8 年10月 1 日）とする。